

地盤保証のご案内



住宅地盤保証

安住

- 保証内容：不同沈下が発生し建物に障害が生じた場合、建物と地盤の修復工事を行います
※修復工事の限度額は2,000万円です
- 保証期間：建物引渡日から満10年間
- 調査方法：表面波探査法による地盤調査
- 保証対象：宅地とその住まいに限ります
3階建以下、延床面積300㎡以下

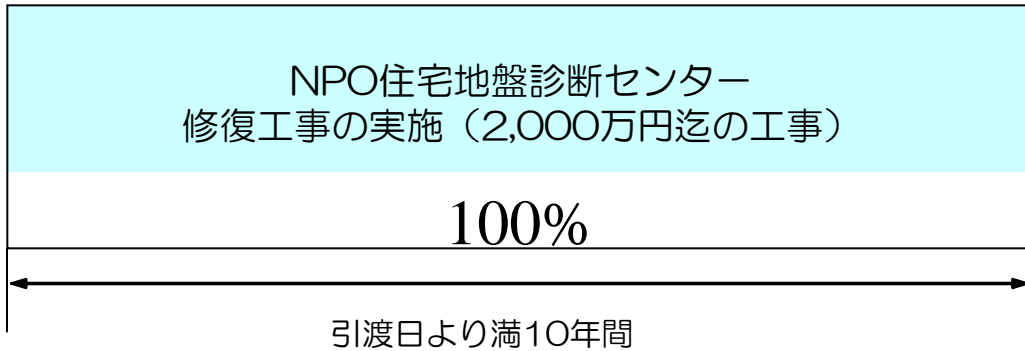
マイホームの安心を
“足もと”から保証します！

住宅地盤保証

安住

あんじゅう

表面波探査試験の結果に基づいて適切な地盤対策・改良工事、基礎の設計施工を行ったにもかかわらず、不同沈下が発生し建物に障害が生じた場合、建物と地盤の修復工事を行います。



- * NPO住宅地盤診断センター会員企業が行う表面波探査法による地盤調査（支持力・予測沈下量調査）が必要となります。また、地盤調査報告書にはビィック株式会社による基礎考察が添付されていることが必要です。さらに、基礎考察に従った内容の設計・施工を行っていただくことが保証の条件となります。
- * 保証申込みは原則着工前までをお願いします。
- * 転圧地業写真帳(着工から地業完了までの一連の写真)を保証期間満了まで貴社にて保管してください。
- * 地盤対策・地盤補強工事については工事報告書の提出と施工後の確認検査（表面波探査による再調査）が必要となる場合がございます。

地盤保証制度「安住」は地盤保証のみの単独利用となりますので、全ての保険法人の住宅瑕疵担保責任保険と組み合わせることができます。

お問合せ：株式会社 ヤマト産業

〒578-0901 東大阪市加納3-8-12
TEL072(962)0345 FAX072(965)0336

揺らして測る
表面波探査法



特定非営利活動法人

保証者：住宅地盤診断センター

安住

地盤保証「安住」は、NPO法人での安心保証

NPO法人が地盤保証制度を運営することのメリット

NPO法人は、現在約100社の地盤調査会社（法人会員）で構成されています。
 地盤保証制度「安住」は、NPO法人と大手損害保険会社が保険契約を締結しています。
 一民間企業と大手損害保険会社との契約では、その企業が倒産した場合には保険そのものが失効してしまいます。
 そういった不安を全面的に解消するために、NPO法人と大手損害保険会社が保険契約を締結しました。たとえ数社が企業存続ができなくなったとしても、NPO法人を他の多くの会員が運営していくことができます。
 保証開始から10年間、保険の効力が失われることはありませんのでご安心下さい。

【地盤保証「安住」の流れ】

